

2023年11月15日(水)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL: 052-526-8858 FAX: 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp http://www.str-tax.jp

海外出張と企業の安全配慮義務

海外出張でのリスクと安全配慮義務

労働契約法第5条には、企業の安全配慮 義務として、「使用者は、労働契約に伴い、 労働者がその生命、身体等の安全を確保し つつ労働することができるよう、必要な配 慮をするものとする」と明示しています。

この労働者には、当然に海外出張者も含まれます。したがって、企業は、仮に自社の従業員が海外出張中に事故等に遭い、生命や身体等に危険が生じた場合において、事前に必要な措置を講じていなかったときは、安全配慮義務違反として、債務不履行責任等を問われる可能性があります。

令和3年9月にISO30130:2021が発行され、トラベルリスクマネジメントへの注目 度が高まりだしました。ISOでは、人の移動 によって派生するリスクへの対応を社会、 経済、自然、医療や地政学など様々な観点 から示しています。病気、事故、犯罪など想 定されるリスクには、その回避策を、自然 災害やテロなどの予期せぬリスクにはを の発生時に備えた対策を準備することを表 本としています。つまり、トラベルリスク マネジメントの目的は、事前に予期できる リスクを未然に防ぎ、万一予期せぬリスク に遭遇してしまった際には、その被害を最 小限に食い止めることにあります。

海外出張における管理

海外出張において、その出国から帰国までその従業員の安全を見守り、万一の不測の事態が起きた際に迅速な対応を取るためには、その出張に関しての行程管理は必須になります。海外出張の計画から手配、精算までをトータルで管理することによって、その出張者の旅程の内容が把握できます。

逆に言えば、これらの手配等を出張者本人に任せきりにしてしまうと、どの便の称行機に乗るのか、どのホテルに泊まるのりまるとを会社が把握できない可能性があります。なお、海外航空券のルールは複雑で、専門的な知識が必要な場合もあり、業務月月ウを持った旅行会社に、自社の出張規ウルウを持った旅行会社に、自社の出張規ウに沿った手配を委託するなどの方法もあいため、これが難しい場合には、海外危機管理やトラのおがら、出張規定や手配ルールなどの整備を進めることが考えられます。



何事も事前の備えが 大切です。